平成20年10月23日策定 平成24年8月29日改訂 平成26年8月5日改訂 令和元年9月20日改訂

# 外務省業務継続計画

# |1. 外務省業務継続計画の基本方針|

(1) 平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」は、首都直下地震により、「膨大な人的・物的被害の発生」とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じる他、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う「首都中枢機能の継続性確保」が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画(BCP=Business Continuity Plan 業務継続計画)を作成することとした。平成19年6月、内閣府から各府省庁業務継続計画作成の指針として「中央省庁業務継続ガイドライン」が示され、外務省は同ガイドライン等を参照の上、平成20年10月23日、「外務省業務継続計画」(以下、本計画という)を策定した。

平成23年3月11日の東日本大震災により、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能維持の重要性が一層強く認識されることとなり、平成25年11月には、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする「首都直下地震対策特別措置法」が制定された。同法第5条第1項は政府に対し、首都直下地震が発生した場合における国の行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画を定めることを求めており、外務省としては、内閣府が平成26年3月に策定した「政府業務継続計画」の内容等を踏まえるなどして、本計画を改訂してきている。

- (2)首都直下地震が発生した場合、外務省は、(ア)地震対策のために不可欠な応急対策業務を行うと共に、「政府業務継続計画」において政府としての非常時優先業務の一つとして「外交関係の処理に関する業務」が掲げられたとおり、
- (イ)国家、国民の安全と繁栄を確保するために必要不可欠な外交機能の維持に 努めることが必要である。

本計画は、これらの業務について、以下 2. のとおり、外務省の「非常時優先業務」として、「応急対策業務」及び「一般継続重要業務」を抽出し、そのための執務体制の整備(以下 3.) や勤務環境の確保(以下 4.) について定めるものである。

(3) なお、外務省は、「外務省防災業務計画」(平成17年外務省訓令第10号)において、その防災体制の整備、災害予防対策、防災教育、防災訓練、防災

中枢施設の整備、通信手段の確保、支援受け入れの調査・調整、情報収集及び伝達、外交機能の維持等について定めているが、本計画は、この「外務省防災業務計画」を補完するものである。

(4)本計画において想定する被害は内閣府の「首都直下地震対策検討WG最終報告」(平成25年12月)で示されたマグニチュードフクラスの都区部直下の都心南部直下地震によるものであるが、こうした想定を超える被害や複合災害が発生した場合に備え、必要な外交機能の維持を担保すべく、業務継続体制の更なる充実・強化を図ることとする。

# 2. 外務省が継続すべき非常時優先業務

## (1) 非常時優先業務についての基本的考え方

首都直下地震発生後、業務遂行に必要となる資源が大幅に不足することが想定される状況においては、外務省として真に継続が必要な非常時優先業務を抽出し、当該業務に最優先で取り組む必要がある。これらの業務を効果的に遂行するためには、人的・物的資源をこれらの業務に集中的かつ効率的に投入することが必要となる。

このような基本的考え方に立って、以下(2)の業務影響分析を踏まえ、非常時優先業務として、①首都直下地震発生状況下の「応急対策業務」及び②同地震発生状況下においても継続されるべき「一般継続重要業務」を抽出する。

なお、以下「応急対策業務」は、平成26 年3 月内閣府策定の「政府業務継続計画」における、いわゆる「管理事務」(非常時優先業務の遂行に必要な組織管理、庁舎管理等)を含むものとする。

### (2)業務影響分析と非常時優先業務の抽出方法

本計画の策定(平成20年10月)に際して、外務省における非常時優先業務を抽出するに当たり、地震発生後、業務が停止することによる社会への影響度を評価する業務影響分析を、「中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき各課室において実施した。

具体的には、地震発生後、業務停止による社会への影響度を地震発生からの経過時間 (1,3,12) 時間、(1,3,12) 時間、(

レベル I:影響は軽微

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわず かなレベル

レベルⅡ:影響は小さい

若干の社会的影響があるレベル(復旧準備を始める必要が生じるレベル)

レベル皿:影響は中度

国民生活上の不便、法定手続きの遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生 するレベル(真剣に復旧対応を行うべきレベル)

レベルIV:影響は大きい

法令違反、重要な法定手続きの遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想 されるレベル

レベルⅤ:影響は極めて大

人命に係わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

以降、本計画改訂(平成24年8月29日)における非常時優先業務の見直しも踏まえ、外務省の主要な「応急対策業務」及び「一般継続重要業務」は以下(3)及び(4)のとおりである。

### (3) 応急対策業務

「外務省防災業務計画」に基づき、応急対策業務は、基本的には以下のとおり、 災害対策本部設置を始め、情報収集及び伝達、職員安否確認、本省等庁舎被害対 応、通信手段確保等の「政府業務継続計画」におけるいわゆる「管理事務」のほ か、海外からの支援受け入れ、在日外交使節団等への援護、在外邦人からの安否 照会対応・在本邦外国人の安否確認支援、プレス・ITを通じた広報・発信等(在 外公館を通じた海外向け広報を含む)、関係機関との協力等である。

#### ア 災害対策本部の設置

首都直下地震が発生した場合には、「災害対策本部及び地震災害警戒本部に関する規程」(平成17年3月31日決裁)及び「首都直下地震等大規模地震の発生等緊急事態における初動対応の要領」(平成17年3月28日決裁)を踏まえ、外務大臣を本部長とする災害対策本部を直ちに設置し、災害応急対策等の総合調整、官邸に設置される緊急災害対策本部又は内閣府に設置される非常災害対策本部及び関係機関との連絡調整、情報の収集及び伝達に関する事務の総括に当たる。構成員は以下のとおりとする。なお、本部長ほか本部構成員の権限委譲については、本計画3. (6)のとおりである。

本部長 外務大臣

副本部長 外務副大臣、外務大臣政務官

本部長代理 事務次官

事務局長 官房長

副事務局長 儀典長、外務報道官、総合外交政策局長、北米局長、領事局長 事務局長代理 危機管理担当審議官/参事官

本部員 大臣官房総務課長、危機管理調整室長、人事課長、情報通信課長、会計課長、儀典総括官、広報文化外交戦略課長、報道課長、総合外交政策局総務課長、安全保障政策課長、日米地位協定室長、国際協力局政策課長、領事局政策課長、旅券課長、外国人課長

### イ 安否確認

- ○職員の安否確認【人事課とりまとめ、各課室】
- ○招聘事業により訪日中の賓客等の安否確認【各関係課室】
- ウ 本省等の庁舎被害への対応
- ○本省及び関係事務所の施設の被害状況の把握及び応急対応【会計課】
- エ 国内及び在外公館との通信手段の確保
- ○電話設備の被害状況の把握、復旧等【会計課】
- ○本省と国内事務所、及び在外公館との情報通信手段の確保【情報通信課】
- オ 在日外交使節団等への支援
- ○施設、人員の被害状況の把握、情報提供等【儀典官室】

カ 海外からの支援申し出への対応【大臣官房総務課(危機管理調整室)、国際協力局にてとりまとめ、各関係課室】

〇各国政府、国際機関等からの支援の申し出については、各関係課室が窓口として受け付け、回答を行う当該課室は申し出の取扱いについて大臣官房総務課(危機管理調整室)、国際協力局と調整する。大臣官房総務課(危機管理調整室)、国際協力局は、支援の申し出等につき、情報をとりまとめ、必要に応じ、関係部局及び政府緊急災害対策本部と情報を共有する。【各関係課室】(可能な範囲で、参集可能省員がおらず対応できない場合は官房総務課(危機管理調整室)その他の局課室人員により行う。)

### キ 在日米軍関連

〇在日米軍による支援に関する調整、原子力推進艦船の安全確認等【日米地位協 定室】

## ク 領事関係業務【領事局】

- 〇在外邦人からの安否照会
- 〇在本邦外国人の安否確認支援、在本邦外国人支援
- ○旅券発給体制の確保
- ○査証発給体制の確保

# ケ 情報発信【外務報道官・広報文化組織】

- ○国内外プレスへの情報提供・発信
- 〇ホームページ等を通じた情報発信
- 〇在外公館への情報提供、在外公館を通じた情報発信
- コ 首都近郊の原子力施設に関する関係省庁との連絡等【国際原子力協力室】

# サ 国際法業務【国際法局】

〇応急対策業務、その他首都直下地震により発生する事案に係る法的側面に関する助言等

#### シ 在外公館における業務

- 〇被災状況や本邦滞在中の外国人の安否照会等、種々の照会への対応、情報発信 〇寄付金の受付(本省が内閣官房・日本赤十字社等関係者と調整して方針を策定 し、在外公館に指示する。) 【在外公館課】
  - (4) 一般継続重要業務(発災後遅くとも72時間以内に開始すべき業務)
- 一般継続重要業務の主要なものは、以下のとおり、国の安全の確保並びに海外における国民の生命、身体及び財産の保護のために必要な外交機能並びにこのために必要な外務省の基幹的機能の維持、保全及び復旧のための業務が含まれる。

## ア 日本国の安全保障に係る外交政策【総合外交政策局、北米局等】

- ○緊急事態発生時の対応
- 〇在日米軍との協力
- 〇国際テロ・治安対策等

イ 領事業務(海外邦人安全対策、旅券、査証発給、証明事務) 【領事局】

ウ 外務省の人的・物的基幹インフラ機能維持【大臣官房(総務課、人事課、情報通信課、会計課、在外公館課)】

# 3. 業務継続のための執務体制

### (1) 参集要員の指定

地震災害警戒本部・災害対策本部の本部員、本部員補佐及び災害対策職員を参集要員とする。人事異動の際は、当該課室は改めて必要な職員を指定し、当該職員に引継ぎを行い、大臣官房危機管理調整室に参集要員の変更を通報する。

なお、上記の応急対策業務及び一般継続重要業務以外の業務を所掌する各局 課室においても、重要な外交関係・機能の維持に遺漏無きよう、平時よりそれぞ れの業務に必要な参集要員を把握しておく。

# (2) 首都直下地震発災時の標準参集可能職員(想定)の考え方

発災後の参集可能職員数の標準を想定する際の条件として、「中央省庁業務継続ガイドライン」に従い、(ア)職員の被災、(イ)職員が救出・救助活動に従事した場合を考慮する。(ア)については1割、(イ)については3割、合計4割の職員が発生から3日後までの間は参集不可能と想定する。参集時は毎時4kmで連続歩行可能とし、20kmを超えると帰宅困難のおそれがあるとする。さらに、公共交通機関は地震発生後3日間途絶した後、徐々に回復し、30日間で全路線が運行できる程度まで回復すると想定する。これらの条件の下、地震発生後の各時点における参集可能職員数を以下の通り想定する。

- ①1時間後:4km圏内の職員のうち約6割
- ②3時間後:12km圏内の職員のうち約6割
- ③12時間後~3日後:20km圏内の職員のうち約6割
- ④3日以降:20kmを超える職員も徐々に参集可能
- ⑤1ヶ月後:全職員の9割(1割は被災のため参集不可能)

## (3) 参集見込み及び執務体制

非常時優先業務の遂行に必要な要員は、発災後1週間程度は不足が生ずる可能性が大きい。このため、首都直下地震等により公共交通機関の利用が原則不可能となった場合を想定し、本省庁舎から6km圏内に在住する職員を応援要員として予め指定しておく。関係課室は、応援要員である職員に対し、応援に入る可能性がある業務の内容等について、平時から十分に説明を行う。

上述の体制でも必要な人員が不足する場合、危機管理担当審議官/参事官は 参集要員に指定されていない近傍在住(原則として6~12km圏内を優先す る)の職員の参集について当該課室と協議する(ただし、育児休暇中、病気休暇中の職員、期間業務職員、事務補助員等は除く)。

また、危機管理担当審議官/参事官は、非常時優先業務を効果的に遂行するために必要な場合、参集済みの要員についても、部局横断的な業務体制を構築する ための調整を行う。

なお、参集要員及び応援要員の指定にあたっては、同要員の宿泊場所をより確 実に確保するとともに、非常時優先業務が円滑に遂行されるよう、職員の在住場 所や通常業務との関連性等を勘案して参集要員に指定する等の方策を検討する。

## (4) 発災時の行動

職員は下記(5)のとおり、先ず、自身の安全及び家族の安否の確認に努め、 以下の要領で行動する。

### ア 勤務時間外の発災の場合

各職員は、勤務時間外に東京23区内震度6強以上の首都直下地震発生情報 を認知した場合は、以下のとおり行動する。

# (a) 参集要員の行動:

- ・家族を含めた安否、参集の可否等に関する情報を所属課室長又はその代理(以下、「所属課室長等」)に報告する。
- ・参集可能な場合は、各自の飲食物等を可能な範囲で持参の上外務本省に参集する。
- ・所属課室長等は、必要な情報を速やかに参集要員間で共有するとともに、参集 要員の状況の把握、調整等を行う。

#### ●【参集できない場合の例】

参集できない場合の例は以下①から④のとおりであるが、参集要員は、参集できない場合であっても、所属課室長等との間で連絡がとれるよう留意の上、可能な範囲で状況報告を行うよう努める。

- ①職員又はその家族等が被害を受け、死亡、若しくは治療の必要があるとき
- ②職員の住居又は職員に深く関係する者が被災した場合であって、職員が当該 住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難し ているとき
- ③参集途上において、救命活動に参加する必要が生じたとき
- ④徒歩により参集せざるを得ない場合であって、その距離が概ね20km以上 のとき

### (b) 非参集要員の行動:

- ・首都直下地震発生の情報を認知した非参集要員は、家族の安否、登庁の可否等に関する情報を所属課室長又はその代理に報告の連絡がとれるよう留意の上、公共交通機関が復旧するまでの間、自宅等で待機し、各所属課室長等からの指示を待つ(徒歩等で容易に登庁できる場合で、上記の参集できない場合の例に該当しない場合は、各所属課室長等の指示により本省に参集することがあり得る。)
- ・待機の間、自宅周辺の救出・救助活動、避難者支援活動に可能な限り携わる。
- ・公共交通機関が復旧し、家族の安全が確保出来る場合には、速やかに本省に登 庁し、各所属課室長等の指示を受け、応急対策業務や一般継続重要業務等の支 援に当たる。

### イ 勤務時間内の発災の場合

勤務時間内に発災した場合は、むやみに移動せず、被災状況、公共交通機関の 復旧状況等が明らかになるまで省内に待機し、状況把握に努めつつ、各職員は以 下のとおり行動する。

# (a) 参集要員の行動:

家族の安全を確認した後、所属課室に係る応急対策業務、一般継続業務を遂行する。ただし、安否確認の結果、上記ア(a)の【参集できない場合の例】①、②等に該当する場合で、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合には、代替要員を確保の上、災害対策本部事務局長(官房長)若しくはその代理又は(災害対策本部事務局長(官房長)からの権限委任を前提として)各所属課室長等の許可を得て帰宅する。

なお、家族の安否が直ちに確認できない場合は、非参集要員に安否の確認を依頼する。それでも家族の安否が確認できず、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、災害対策本部事務局長(官房長)又はその代理及び各所属課室長等の許可を得て帰宅することも可とする。

# (b) 非参集要員の行動:

家族の安全を確認した後、省内で待機する。

ただし、安否確認の結果、上記ア(a)の【参集できない場合の例】①、②等に該当する場合で、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合には、各所属課室長等の許可を得て帰宅する。なお、家族の安否確認ができず、公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合は、各所属課室長等の許可を得て帰宅し、家族の安否を確認する。

・省内待機中は、安否が確認されていない参集要員の家族の安否確認の支援、非

常時優先業務の支援、必要に応じて庁舎周辺の救出・救援活動、避難者支援等に従事する。

・公共交通機関の復旧等、帰宅可能になった場合には、上記の非常時優先業務が 滞ることがないよう帰宅時期等を関係者間で調整の上、災害対策本部事務局 長(官房長)若しくはその代理又は(災害対策本部事務局長(官房長)からの 権限委任を前提として)各所属課室長等の許可を得て帰宅するものとする。

## (5) 安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、業務継続の大前提である。

迅速・正確かつ効率的な安否確認は初動対応にとって極めて重要であり、各課室は安否確認の要領を予め定め、平時より緊急連絡体制を整備し、人事異動等があれば更新しておく。

首都直下地震発生の場合、職員はまず自身及びその家族の生命・安全を確保し、 安否確認システムを用いて安否状況を速やかに人事課に報告する。

なお、家族の安否確認については、普段から職員自身が家族内で安否確認システムのサービスを利用したり、メールや災害用伝言ダイヤル等による連絡方法を確認しておくよう、省内で周知徹底を図る。

# (6) 権限委任

災害対策本部の構成員(本部長、本部員、本部員補佐、災害対策職員)が速やかに参集できない場合、又は構成員と連絡が取れない場合、災害対策本部の機能を維持するための権限委任について以下のとおり定める。

災害対策本部長、副本部長、事務局長及び本部員に係る権限委任の決定は、発 災後3時間以内を目途に災害対策本部にて行う。危機管理担当審議官/参事官 はそのための必要な調整を行う。

### ア 本部長

次の①~⑤の順で参集できる最上位の者を本部長代行として権限を委任する。

- ①外務副大臣
- ②外務大臣政務官
- ③事務次官
- 4官房長
- ⑤危機管理担当審議官/参事官

イ 副本部長(外務副大臣、外務大臣政務官)の代行は事務次官、事務局長の代 行は危機管理担当審議官/参事官とする。

## ウ 本部員

原則として、直近下位の者が代行し、権限を委任する。

# エ 本部員補佐及び災害対策職員

各本部員が、参集状況を踏まえて、当該本部員補佐及び災害対策職員の代行者 を指名する。

# 4. 業務継続のための勤務環境の確保

## (1) 庁舎・設備

発災後の庁舎・設備等営繕関係の機能等の点検・応急対策業務は会計課(管理室)が総括して担当する。

## ア 庁舎

外務省においては免震工事を実施済みのため、震度7程度の地震による大規模な施設の損壊は生じない見込みであるが、発災時には庁舎内の緊急点検等を行い、状況を把握し、必要な措置をとる。

# イ 什器の固定

什器の転倒等により多くの職員が負傷し、他の職員がその救出救護にあたる といった場合には、非常時優先業務等の実施に重大な支障を来すおそれがある ため、本省において什器の固定(又は無用の什器の撤去)を確実に進めていく。

危機管理調整室及び会計課は各課室に対し什器転倒防止対策について指導する等の措置を講じ、その状況を定期的に指導・監督し徹底を図る。

# ウ 電源、空調、エレベーター、排水機能

電力に関しては、一般の電力供給が復旧するまでの間、非常用発電装置を使用する。非常用発電については、一般の電力の復旧が遅延する過酷事象の発生に備え、1週間程度は一般の電力供給がなくとも業務が実施できるような措置を検討する。また、非常時優先業務を行う部署に優先的に配電しつつ、電力の節約及び効率的な活用に努める。

なお、一般の電力供給が復旧するまでの間、原則として空調、エレベーターの 使用を禁止する。また、排水機能が復旧するまでの間、給湯室及びトイレの使用 を禁止する。

#### (2)代替施設

本省庁舎での業務継続が不可能となる場合における代替庁舎の取扱いを以下のとおりとし、そのために必要な準備を行う。

- ア 政府の緊急災害対策本部が総理官邸、中央合同庁舎第8号館又は防衛省本 省に設置される場合は、外務省研修所(神奈川県相模原市)を使用。
- イ 政府の緊急災害対策本部が立川広域防災基地に設置される場合には、外務 省研修所及び立川広域防災基地における庁舎を使用。
- ウ 上記ア及びイによる代替庁舎の使用が不可能となった場合、政府業務継続 計画に基づき、内閣府に対して庁舎のあっせんを求める等の必要な対応を行 う。

また、領事関係業務、外国公館支援業務等、一部の業務について大阪分室において実施することを検討する。

本省庁舎の使用が不可能となり外務省研修所で業務を継続することが決定された場合に滞りなく非常時優先業務を開始できるよう、職員の在住場所や通常 業務との関連性等を勘案して、外務省研修所への参集要員を予め指定しておく。

代替庁舎に移転した場合、本省庁舎の安全確認や復旧の状況等を総合的に考慮した上で、本省庁舎での業務を再開することとする。

### (3) 緊急備蓄

# ア 緊急食料品、飲料水等

大臣官房総務課危機管理調整室において新庁舎B1倉庫、北門付近の倉庫等 に備蓄する他、必要に応じ代替施設(外務省研修所等)においても備蓄する。

備蓄数量の目安は、緊急食料品については全職員(本省実員数)×3食×3日、飲料水については1.5リットル×3日分程度とする。排水機能が復旧するまでの間に必要となる簡易トイレ(全職員×3日分程度)についても備蓄の充実を図っていく。

また、ライフラインの復旧が遅れる過酷事象の発生及び外来帰宅困難者対策 も念頭に置きつつ、「政府業務継続計画」に従い、参集要員の1週間分、参集要 員以外の職員等の3日分程度を目標に備蓄量の増加を図る。

上記の緊急食料品等は平時より大臣官房総務課危機管理調整室において適切に 管理する。

# イ 緊急食料品等の配布

緊急食料品等の配布については、危機管理担当審議官/参事官が外務本庁舎及び周辺の被災状況、公共交通情報等を勘案して決定する。配布の決定を受け、大臣官房総務課(危機管理調整室)は会計課(管理室)と共に緊急食料品等を避難場所に運搬する。配布の手順については別に定める。

## ウ 救助用資機材

本省北・中央・南の各庁舎の一部階において、救助用資機材セットが備え付け

られており、一定震度以上により自動解錠するので、緊急時においてはこれを適切に使用し、職員等の救助を行う。

## (4)通信等

中央防災無線については危機管理調整室が、電話設備については会計課(管理室)が、在外公館との電信等情報通信システムについては情報通信課が、携帯電話等を利用した省員間の緊急連絡体制の整備については、危機管理調整室が各々担当する。

## ア 電話設備

発災時には、NTTの災害時優先電話を活用し、発信の確保を可能にする。障害時には、常駐の保守業者が対応する。

また、復旧までの間は、輻輳により電話通信が十分に機能しないことが見込まれるため、メール、無線機、衛星携帯電話等、他の通信手段も有効に活用する。 関係省庁防災窓口間連絡、指定行政機関、指定公共団体等との連絡には、中央防 災無線電話を活用する。

## イ 情報通信システム

# (ア) 情報通信システムのバックアップ施設の準備

本省の情報通信システムが被災した場合に備えて、在外公館及び国内事務所等との間の通信を確保するため、一部機能は東京郊外のバックアップ施設へ代替拠点を整備し、通信回線の多ルート化を行った。今後は情報通信設備の分散化を進める。また、東京圏外におけるバックアップ施設は、オープンLANメールについては整備を終えており、その他の設備については、今後の政府全体の代替拠点整備に係る取組も踏まえ検討する。

## (イ)被災時の対応

本省と在外公館及び国内事務所等との間の通信、本省内ネットワークの維持を図るため、代替手段の確保を含む非常時優先業務を行いつつ、被災状況に応じて復旧作業を進める。

(a)各情報通信システムの被災及び稼働状況を確認するとともに、本省内各課室、在外公館、国内事務所等との間の情報通信の可否状況を確認し、損壊又は通信の途絶が確認された場合は、代替手段の確保等を含め復旧作業を実施する。ただし、複数のシステムが被災している場合には、被災程度及び業務継続の優先性を考慮した上で、緊急性の高いシステムから順次代替手段の確保等を含め復旧作業を実施する。かかる優先順位付け、システム毎の復旧までの許容時数等については、平時より不断に整理検討を行っておく。

(b) 通信回線提供事業者及び各システム支援業者に復旧作業を要請する。

## ウ 領事業務情報システム

代替設備の利用により本省と在外公館及び国内旅券事務所等における領事業務を継続しつつ、非常時優先業務として被災状況に応じてシステムの復旧作業を進める。

### (ア)システムの復旧

領事業務情報システムの被災及び稼働状況を確認するとともに、本省、在外公館、国内旅券事務所等との間の業務継続の可否状況を確認し、外務省情報通信システムの復旧状況を踏まえつつ、代替手段の確保等を含め復旧作業をシステム支援業者、通信回線提供事業者に要請する。

### (イ) システムのバックアップ

本省の領事業務情報システムが被災した場合でも国内旅券事務所における旅券発給業務を継続するため、東京郊外のバックアップ施設に領事業務情報システムのバックアップシステムを設けている。今後は情報通信システムのバックアップ計画とも連携し、バックアップシステムを利用した在外公館における領事業務の継続を検討する。

また、東京圏外におけるバックアップ施設の整備については、中長期的な課題 として今後の政府全体の代替拠点整備に係る取組も踏まえ、様々な可能性を検 討していく。

## (5) 来訪者、負傷者への対応

会計課(管理室)は、各外門及び各玄関を閉鎖し、来訪者の入構・通行管理を強化する。他方、庁舎周辺の負傷者等からの救援の求めに対しては、医療機関への搬送手配を行うなどし、軽傷で応急的な処置が必要と認められる場合は、可能な範囲で省内の待避場所へ移動させ、診療所の職員等により応急手当等を施すなどする。

# (6) 帰宅困難者の受け入れ

内閣府等とも連携の上、災害情報の提供、周辺の受け入れ施設の紹介等、非常時優先業務の継続に支障がない範囲で支援を行う。また、平日昼間に発災し、全職員及び来訪者が本省庁舎内に最低3日間とどまる事態を想定し、セキュリティ上、来訪者の庁舎内での移動は最低限に留めつつ、使用可能な収容スペースや収容可能人数等を把握し対応する。負傷した帰宅困難者の対応は上記(5)に準じる。また、福利厚生室は、応急措置のために必要な医薬品、援護用品等を確保し提供する体制を整備しておく。

危機管理調整室は会計課と協議し、以上を含む帰宅困難者受け入れ全般についてマニュアルを定め、また関係自治体等より一時滞在施設活用の要請、照会等を受けた場合には出来る限り協力する。

# |5. 業務継続計画の見直し及び訓練の実施等|

# (1)業務継続計画の見直し

本計画については、「業務継続計画に関する省内連絡会議」を随時招集し、その結果等を踏まえ改訂を行う。本計画の見直しに際しては、訓練等を通じて問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべき点を改善し、計画を更新するというPDCAサイクルを念頭に、継続的に改善して業務継続力の向上を図る。

## (2)訓練の実施

ア 本計画をもとに平時から省内の防災教育・訓練を実施し、全職員が業務継続の重要性を認識し、発災時において各職員・各部署がとるべき行動を把握しておくことが重要である。これまで実施している防災業務計画において定める防災訓練に加え、今後、本計画の実効性確保のため、以下のような訓練を積極的に実施する。

### (訓練例)

- 職員の安否確認訓練
- 参集要員による徒歩参集訓練
- 非常用発電設備稼働訓練
- 通信・情報システムのバックアップ訓練
- 帰宅困難者受け入れ訓練

イ 職員は平時より、家族の安否確認手段の確認、避難場所や避難経路の確認、 非常持出品の準備等の備えを心がけ、特に参集要員は、徒歩、自転車、バイクに よる参集も想定した準備をしておくこととする。

## (3) 周知

緊急事態の発生に備え、平素から、関係課室が速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を明確に認識しておくとともに、各職員も自ら取るべき行動について把握しておく必要があることから、本計画については全省的に十分な周知を図るものとする。

(了)